

ベトナムにおけるキャッシュレス決済の普及とIPSサービスの状況

1. キャッシュレス決済の普及
2. IPSサービスの状況
3. 今後のキャッシュレス決済市場の展開

キャッシュレス決済の普及

1. キャッシュレス決済の普及
 1. キャッシュレス決済の定義
 2. ベトナムにおけるキャッシュレス決済の状況
 3. 支払い方法の進化
2. IPSサービスの現状
3. 今後のキャッシュレス決済市場の展開

キャッシュレス決済の定義

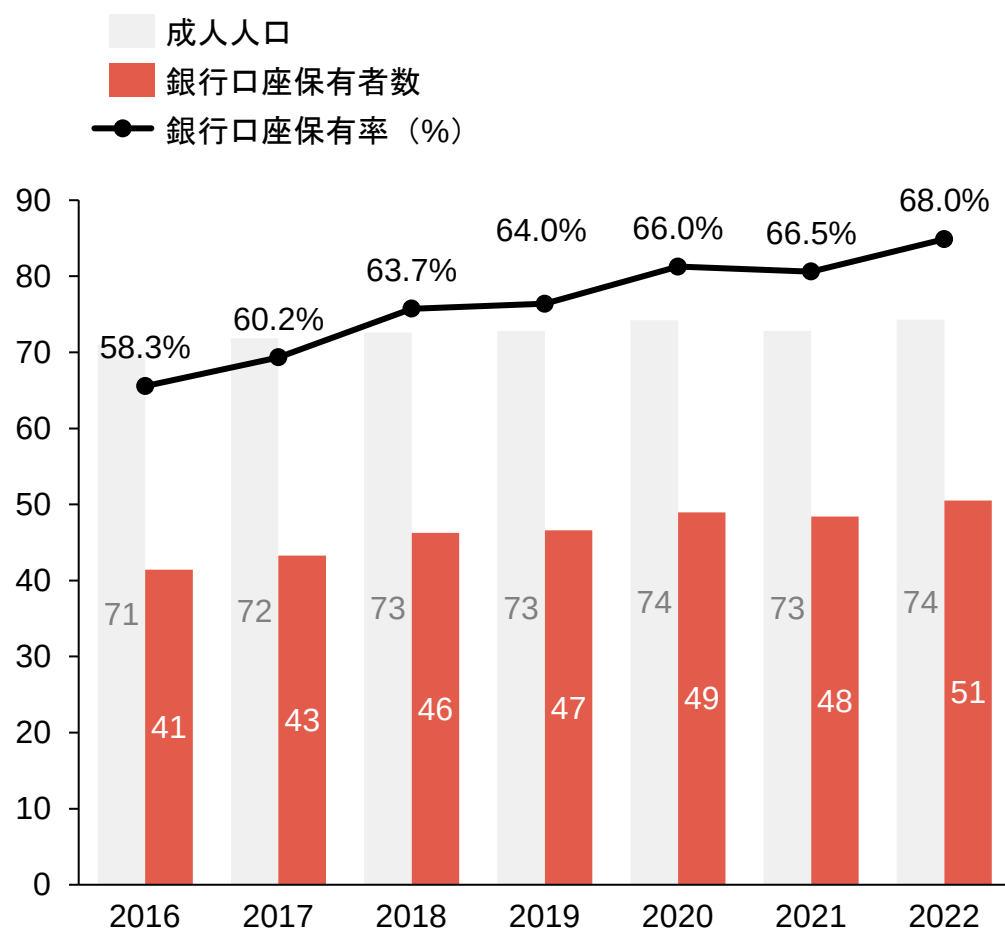
- ベトナムではコロナの流行をきっかけにキャッシュレス決済が急増した。スマートフォンやEコマースの成長に合わせて、キャッシュレス決済は人々の生活に浸透し、幅広い世代と地域で導入されている。
- 2024年に公布されたDecree No. 52では、キャッシュレス決済活動は以下の通り定義されている。本レポートでは、キャッシュレス決済方法のうち、決済代行サービス(Intermediary Payment Service、以下、「IPS」という)に焦点を当てる。

キャッシュレス決済方法			定義	実施主体
キャッシュレス決済サービス	顧客の決済口座を経由した決済サービス	e.g. 銀行振込、同じ銀行へのQRコード決済等	- 顧客の決済口座を経由した支払手段の提供 - 顧客の決済口座を経由した小切手支払い、支払・取立、銀行カード、送金およびその他支払いサービスの実施	- ベトナム中央銀行 - 銀行 - 外国銀行の支店 - 人民信用基金 - マイクロファイナンス機関 - 公共郵便サービス提供者
	顧客の決済口座を経由しない決済サービス	e.g. 窓口送金、公共料金の支払等	顧客の決済口座を経由しない支払サービスの提供および支払取引の実施	
決済代行サービス (Intermediary Payment Service - IPS)	電子決済インフラ提供サービス	e.g. モバイルウォレット、非接触型決済等	決済サービスの提供者とユーザーの間で決済取引の電子データの仲介、ルーティング、処理する代行活動	中央銀行よりIPSサービス提供ライセンスが発行された、銀行及び外国銀行の支店に該当しない組織
	決済サービスの補助サービス	e.g. 他銀行へのQRコード決済、BNPL等		

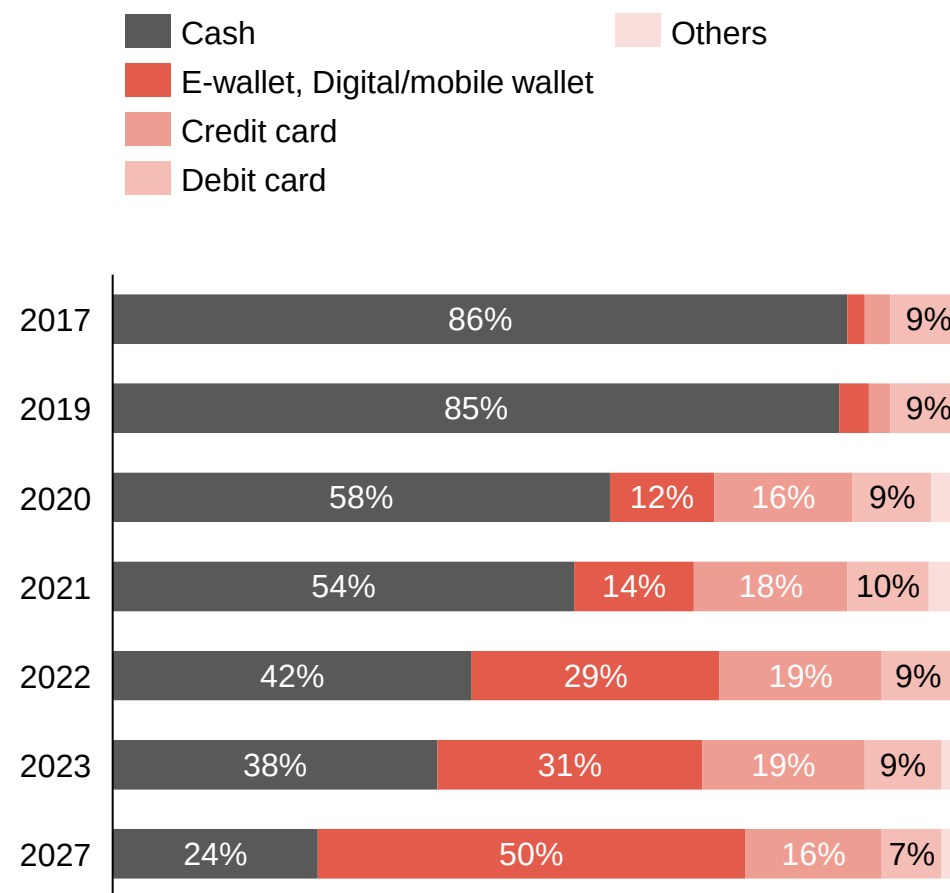
ベトナムにおけるキャッシュレス決済の状況

- ベトナムの2022年の銀行口座保有者数は約5,100万人と言われており、銀行口座保有率は対成人人口で68%である。銀行口座を持つことで現金の利用を減らし、キャッシュレス化の後押しとなっている。
- 2020年以前は電子決済等がまだ普及しておらず、現金の利用が圧倒的多数であったが、2020年よりモバイルウォレットやカード決済等が充実し、現金離れが始まっている。2027年にはモバイルウォレットが主流の支払い手段となると予測され、キャッシュレス決済がより普及する見込み。

銀行口座保有者数(単位:百万人)



好まれる支払手段の変化と予測



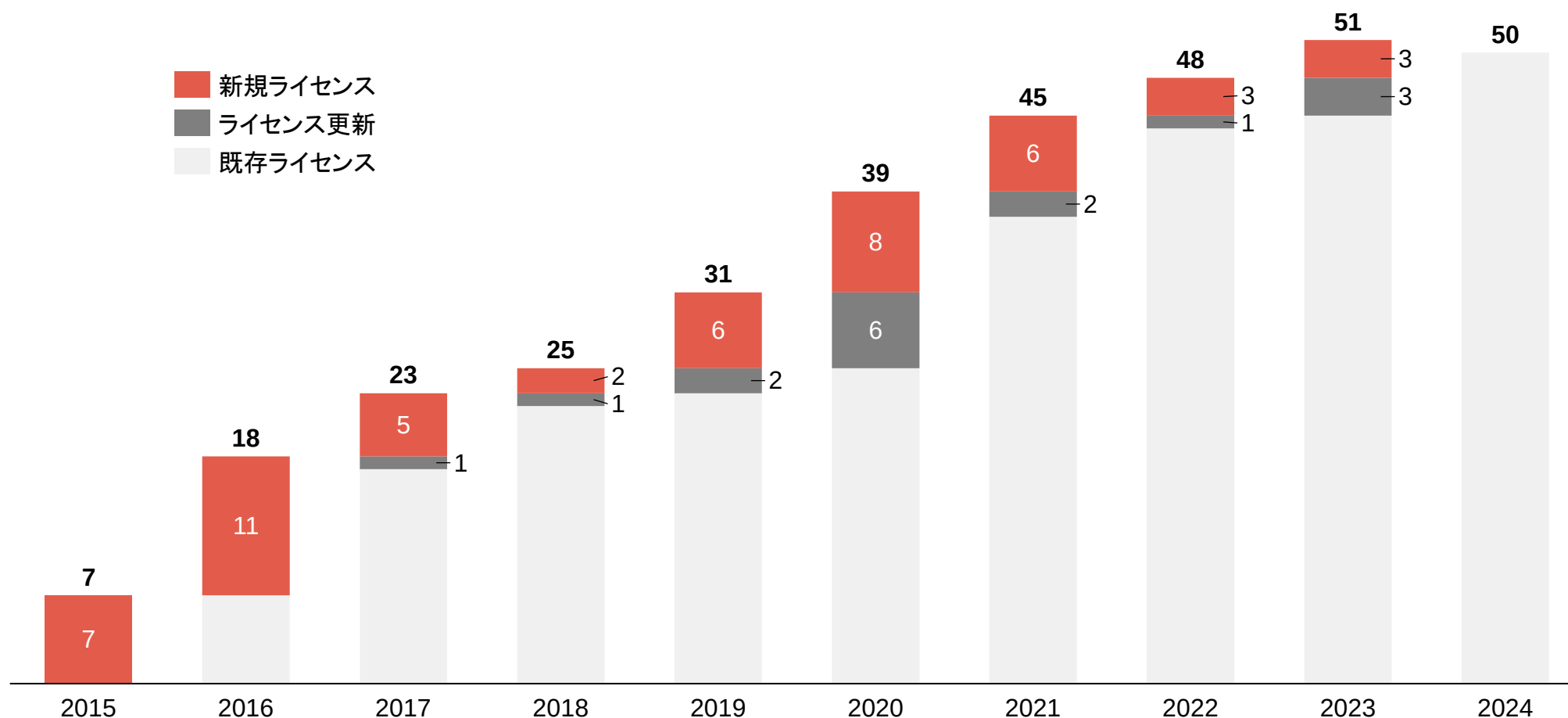
IPSサービスの状況

1. キャッシュレス決済の普及
2. IPSサービスの現状
 1. IPSサービスの定義
 2. IPS事業ライセンス発行状況
 3. IPSサービス提供者 プレイヤーポジショニングマップ
 4. IPSサービスキープレイヤー NAPAS
 5. IPSサービスキープレイヤー M SERVICE
3. 今後のキャッシュレス決済市場の展開

IPS事業ライセンス発行状況

- 2024年12月9日時点では、計50のプレイヤーにIPS事業ライセンスが発行されている。
- ノンバンクがIPSサービスを提供するための事業ライセンスは、ベトナム中央銀行によって発行され、厳しく管理されている。
- 金融活動が違法行為に利用されることを回避するため、IPSを提供する既存のノンバンクは自社のシステムを強化することが要求されるほか、当局は新規ライセンスの発行に慎重になっている。

IPSサービス提供ライセンスの発行状況



IPSサービス提供者 プレイヤーポジショニングマップ

- 2015年から2016年にかけて多くのプレイヤーが市場に参入。2023年売上高Top10の企業のうち7社がこの間に設立されていた。
- 業界の平均的な売上高は6,189Bil VND(365億円相当)であり、特にVNPay、Momo、ShopeePayが市場の約75%を占めている。



本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信頼性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B ※財務情報不明、またはIPSサービス売上高のみをブレイクダウンできない企業

ご留意事項

- 本資料は、貴社内においてサービス利用の判断の参考となる情報提供を目的として作成されたものであり、取引又はコンサルティングサービスの契約・申し込みを行うものではありません。
- 弊社を含むいかなる者も、本資料に含まれる情報の正確性、完全性、妥当性を保証するものではなく、また本資料に含まれる情報をもたらす一切の影響について責任を負うものではありません。
- 本資料に含まれる情報の一切の権利は弊社に帰属するものであり、弊社の承諾なしに無断での複製、貴社外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

お問い合わせ先



山田コンサルティンググループ株式会社

YAMADA CONSULTING & SPIRE VIETNAM CO., LTD

Makimura Takuya (Mr.) makimurat@yamada-cg.co.jp